

平成30年度決算に係る財政的援助団体等監査結果の概要

令和2年1月16日
鳥取県監査委員

鳥取県監査委員は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成30年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に関する報告及び監査意見を、財政的援助団体等監査結果報告書（以下「監査結果報告書」という。）に取りまとめ、知事及び関係機関に提出するとともに、令和2年1月16日付けの鳥取県公報により公表します。その概要は下記のとおりです。

監査委員：こばやしつかのり 小林敬典、ゆぐちなつみ 湯口夏史、やまねともひろ 山根朋洋、ひろたになおき 広谷直樹

記

1 監査対象団体及び監査実施団体

(1) 監査対象団体及び監査実施団体選定の基準

監査の実施に当たり、次の基準で監査対象団体及び監査実施団体を選定した。

出資団体	県が、資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人について監査対象とし、原則として3年に1回実施。 ただし、指定管理者となっている団体については、2年に1回実施。
指定管理者	県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体について監査対象とし、原則として3年に1回実施。
補助金等交付団体	県が、原則として、国の補助事業と県の単独事業を合わせ全体として補助金等を1,000万円以上交付している団体又は県の単独事業で補助金等を500万円以上交付している団体について監査対象とし、その中から抽出して実施。

注) 「補助金等」とは、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助をいう。

(2) 監査対象団体数及び監査実施団体数

() 内は前年度

区 分	監査対象団体の数	監査実施団体の数
出 資 団 体	33 (33)	12 (16)
指 定 管 理 者	12 (12)	4 (4)
補助金等交付団体	213 (230)	14 (20)
合 計	258 (275)	30 (40)

注) 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

2 監査実施期間

令和元年9月20日から同年11月18日まで

3 監査の結果

監査の結果、適切な措置又は改善を要すると認められるものについて、監査委員の協議により、次のとおり処置（指摘又は注意）することを決定した。

(1) 処置の件数

(単位：件、団体)

区 分	指 摘	注 意	合 計	監査実施団体数
平成30年度決算に係る監査結果	4 (2)	92 (23)	96 (23)	30
平成29年度決算に係る監査結果	10 (6)	84 (27)	94 (29)	40
平成28年度決算に係る監査結果	6 (4)	63 (21)	69 (21)	39
平成27年度決算に係る監査結果	5 (4)	70 (29)	75 (29)	41
平成26年度決算に係る監査結果	3 (3)	62 (25)	65 (27)	50

(注) 合計欄の()の団体数は指摘又は注意に該当する団体数であり、重複分を除いているため合計団体数とはならない。

(2) 処置の内容

ア 指 摘

不適正の度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くものと認めた**指摘事項**については、その内容、監査実施団体名及び所管課名を監査結果報告書に掲載し、鳥取県公報等に公表した。また、関係する部局長に対して、今後適切な取扱い又は改善を行うこととともに、該当する団体に改善を促すことを文書により通知した。

イ 注 意

不適正の度合いが指摘に至らない比較的軽易なものとして認めた**注意事項**については、関係する部局長に対し、是正し又は注意することとともに、該当する団体に改善を促すことを文書により通知した。

監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの
注 意	指摘に至らない比較的軽易なもの

○ 処置の事項別内訳

区 分	平成30年度決算 に係る監査結果			平成29年度決算 に係る監査結果			平成28年度決算 に係る監査結果		
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計
予 算	0	1	1	0	0	0	0	0	0
収 入	1	4	5	1	0	1	0	3	3
支 出	1	5	6	1	8	9	0	2	2
契 約	1	22	23	3	34	37	2	24	26
補助金	0	20	20	3	18	21	1	12	13
工 事	0	0	0	0	2	2	0	0	0
財 産	0	4	4	1	3	4	2	7	9
その他	1	36	37	1	19	20	1	15	16
合 計	4	92	96	10	84	94	6	63	69

○ 指摘事項（4件）の内訳

区 分	件数	事 由	団 体 名
収 入	1	調定なし等	一般財団法人鳥取県観光事業団
支 出	1	手当支給の不適正（5万円以上）	
契 約	1	予定価格調書作成の不適正（100万円以上）	
その他	1	財務諸表作成の不適正	一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会
合 計	4		2団体

【指摘事項の内容】 ・ ・ ・ 別記「指摘事項の内容」のとおり

○ 注意事項（92件）の内訳

区 分	件数	事 由
予 算	1	指定管理料の目的外支出
収 入	4	納入期限の設定誤り、科目誤り 等
支 出	5	支出金額の誤り 等
契 約	22	契約に定める書類の未受理、契約書の内容不備 等
補助金	20	実績報告書の記載内容誤り、関係書類の保存不備 等
財 産	4	理事長の承認のない財産処分、金券類の書類不備 等
その他	36	財務諸表・財産目録の記載不備 等
合 計	92	

(別記) 指摘事項の内容

【収入事務】

内	容																																														
<p>1 収納金の未処理及び収入調定の未実施について</p> <p>・ 団 体 名 : 一般財団法人鳥取県観光事業団</p> <p>〔</p> <p>・ 財政支援の種別 : 出資・指定管理・補助</p> <p>・ 所 管 課 : 農林水産部農業振興戦略監生産振興課</p> <p>〕</p> <p>平成28年度の未収金について、当該年度中に収納しているにもかかわらず、未収金として決算し、そのまま訂正処理していないものがあつた。また、調定を行っていない売上金があつた。(鳥取二十世紀梨記念館)</p> <p>・ 概 要 説 明 : 平成28年度の収納の仕訳において、当該未収金の収納について未収金の収入として処理すべきところを売店売上として処理したため、経理上未収金が残り、そのまま決算していたが、その後も未収金の内容を確認しなかったため、平成30年度決算でも未収金としたままであつた。</p> <p>また、旅行代理店等が作成した旅行商品の利用による入館料相当の収入について、商品内容に基づいて調定すべきところを見落としていたものがあつた。</p> <p>・ H28未収金 : 梨の売上げ</p> <p>・ 相 手 先 : (一社) A</p> <p>・ 未 収 金 額 : 3,618円 (収納日 : H28. 11. 17)</p> <p>・ 調定していない入館料 : 15,600円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手先</th> <th>売上内容</th> <th>金額</th> <th>売上日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株) B</td> <td>デジタル周遊パスポート</td> <td>300円</td> <td>H30. 3. 24</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">(株) C</td> <td rowspan="13">ぶらりおさんぽクーポン利用料</td> <td>2,000円</td> <td>H30. 11. 23</td> </tr> <tr> <td>1,000円</td> <td>H30. 11. 29</td> </tr> <tr> <td>1,000円</td> <td>H30. 12. 12</td> </tr> <tr> <td>2,000円</td> <td>H30. 12. 16</td> </tr> <tr> <td>500円</td> <td>H30. 12. 24</td> </tr> <tr> <td>3,000円</td> <td>H31. 1. 26</td> </tr> <tr> <td>1,000円</td> <td>H31. 2. 12</td> </tr> <tr> <td>1,000円</td> <td>H31. 2. 14</td> </tr> <tr> <td>1,500円</td> <td>H31. 2. 15</td> </tr> <tr> <td>2,000円</td> <td>H31. 3. 8</td> </tr> <tr> <td>1,000円</td> <td>H31. 3. 10</td> </tr> <tr> <td>1,000円</td> <td>H31. 3. 23</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td></td> <td>△1,700円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>15,300円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td>15,600円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 不適正の原因 : 団体の担当者及び上司の確認不足</p> <p>・ 指摘の考え方 : 収入事務が著しく不適正なもの</p>		相手先	売上内容	金額	売上日	(株) B	デジタル周遊パスポート	300円	H30. 3. 24	(株) C	ぶらりおさんぽクーポン利用料	2,000円	H30. 11. 23	1,000円	H30. 11. 29	1,000円	H30. 12. 12	2,000円	H30. 12. 16	500円	H30. 12. 24	3,000円	H31. 1. 26	1,000円	H31. 2. 12	1,000円	H31. 2. 14	1,500円	H31. 2. 15	2,000円	H31. 3. 8	1,000円	H31. 3. 10	1,000円	H31. 3. 23	手数料		△1,700円	—		計	15,300円	—		合 計	15,600円	—
相手先	売上内容	金額	売上日																																												
(株) B	デジタル周遊パスポート	300円	H30. 3. 24																																												
(株) C	ぶらりおさんぽクーポン利用料	2,000円	H30. 11. 23																																												
		1,000円	H30. 11. 29																																												
		1,000円	H30. 12. 12																																												
		2,000円	H30. 12. 16																																												
		500円	H30. 12. 24																																												
		3,000円	H31. 1. 26																																												
		1,000円	H31. 2. 12																																												
		1,000円	H31. 2. 14																																												
		1,500円	H31. 2. 15																																												
		2,000円	H31. 3. 8																																												
		1,000円	H31. 3. 10																																												
		1,000円	H31. 3. 23																																												
		手数料		△1,700円	—																																										
	計	15,300円	—																																												
	合 計	15,600円	—																																												

【支出事務】

内	容
<p>2 支給根拠のない通勤手当の支給等について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 団 体 名：一般財団法人鳥取県観光事業団 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><ul style="list-style-type: none">・ 財政支援の種別：出資・指定管理・補助・ 所 管 課：観光交流局観光戦略課</div> <p>職員の通勤手当について、支給根拠のない加算額を支給していた。また、食糧費について、支出基準に適合しない支出をしているものがあつた。(本部)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 概 要 説 明：各指定管理施設に勤務する職員の駐車場使用料金は、団体が負担しているが、団体本部に勤務する職員は、個人で駐車場を借りて駐車場代を自ら負担している。団体の職員の手当支給は県の職員の給与に関する条例に準ずることとしており、自動車を利用して通勤する職員について通勤手当として通勤距離に基づくもの以外に駐車場代を支給する規定はないが、勤務場所による不平等を解消する目的で、本部に勤務する職員のうち通勤のために駐車場を借りている職員5名に対して毎月3,000円を支払っていた。 また、食糧費の適正な執行のために団体が定めた基準では職員だけの懇談会は想定していないが、館長職の職員が退職するに当たって退職者と本部職員で行った昼食会の経費を食糧費で支出していた。・ 支給根拠のない通勤手当の支給額：180,000円 (3,000円/月×12か月×5人=H30年度分)・ 退職者との昼食会：12,300円 (昼食：2,160円×5人、室料：1,500円)・ 開 催 日：H30.3.31 (土)・ 参 加 者：5名 (退職者3名及び本部職員2名)・ 不適正の原因：団体の担当者及び上司の給与規程等に対する認識不足・ 指摘の考え方：支出事務が著しく不適正なもの	

【契約事務】

内	容
3 予定価格の決定遅延について	
・団 体 名：一般財団法人鳥取県観光事業団	
〔	〕
・財政支援の種別：出資・指定管理・補助	
・所 管 課：農林水産部農業振興戦略監生産振興課	
	とっとり花回廊植栽管理業務に係る委託契約について、見積書の徴取前に作成すべき予定価格調書を見積書受領後に作成していた。（とっとり花回廊）
・概 要 説 明：見積書を徴する前に予定価格を決定すべきところ、相手方から見積書が提出されてから契約伺を起案し、予定価格の決定（予定価格調書の作成）と契約伺の決裁を同時に行っていた。	
・契 約 形 態：随意契約	
・ 見 積 書 の 日 付：H30. 2. 8	
・契 約 伺 起 案 日：H30. 2. 23	
・契 約 伺 決 裁 日：H30. 3. 6	
・ 予定価格調書作成日：H30. 3. 6	
・契 約 日：H30. 4. 1	
・予 定 価 格：27,652,100 円	
・見 積 額：27,652,100 円	
・ 契 約 額：27,652,100 円	
・不 適 正 の 原 因：団体の担当者及び上司の進行管理不足	
・指 摘 の 考 え 方：予定価格の決定に関する事務が不適正で100万円以上のもの	

【その他事務】

内	容						
<p>4 規程等に合致しない財務諸表の作成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団 体 名：一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政支援の種別：出資、補助 ・ 所 管 課：農林水産部農業振興戦略監生産振興課 </div> <p>貸借対照表の作成について、会計処理規程に定められていない勘定科目を使用しており、また、財産目録について、誤った様式で作成していた。</p> <p>勘定科目の不適正については平成25年度及び28年度に実施した監査で注意し、財産目録の不適正については平成28年度に実施した監査で注意していたが、いずれも改善していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概要説明：団体は平成20年度公益法人会計基準に沿って会計処理を行っているが、財産目録は平成20年度基準ではなく平成16年度基準の様式により作成していた。 以前の監査での注意に対して、団体は規程を見直す等の対応方針を考えていたが、対応をしていなかった。 ・ 勘定科目（例：資産の部） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">貸借対照表の科目</th> <th style="width: 50%;">会計処理規程 別表第1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1. 流動資産</p> <p style="padding-left: 20px;">現金預金</p> <p style="padding-left: 20px;">未収金</p> <p style="padding-left: 20px;">事業未収金</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>1. 流動資産</p> <p style="padding-left: 20px;">現金</p> <p style="padding-left: 20px;">普通預金</p> <p style="padding-left: 20px;">定期預金</p> <p style="padding-left: 20px;">未収利息</p> <p style="padding-left: 20px;">未収交付金</p> <p style="padding-left: 20px;">未収補助金</p> <p style="padding-left: 20px;">前払費用</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>2. 固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">預り出資金引当資産</p> <p style="padding-left: 20px;">交付準備金引当資産</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">（規定なし）</p> </td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正の原因：団体の担当者及び上司の会計処理規程等に対する認識不足 ・ 指摘の考え方：過去の処置事項への未対応 		貸借対照表の科目	会計処理規程 別表第1	<p>1. 流動資産</p> <p style="padding-left: 20px;">現金預金</p> <p style="padding-left: 20px;">未収金</p> <p style="padding-left: 20px;">事業未収金</p>	<p>1. 流動資産</p> <p style="padding-left: 20px;">現金</p> <p style="padding-left: 20px;">普通預金</p> <p style="padding-left: 20px;">定期預金</p> <p style="padding-left: 20px;">未収利息</p> <p style="padding-left: 20px;">未収交付金</p> <p style="padding-left: 20px;">未収補助金</p> <p style="padding-left: 20px;">前払費用</p>	<p>2. 固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">預り出資金引当資産</p> <p style="padding-left: 20px;">交付準備金引当資産</p>	<p style="text-align: center;">（規定なし）</p>
貸借対照表の科目	会計処理規程 別表第1						
<p>1. 流動資産</p> <p style="padding-left: 20px;">現金預金</p> <p style="padding-left: 20px;">未収金</p> <p style="padding-left: 20px;">事業未収金</p>	<p>1. 流動資産</p> <p style="padding-left: 20px;">現金</p> <p style="padding-left: 20px;">普通預金</p> <p style="padding-left: 20px;">定期預金</p> <p style="padding-left: 20px;">未収利息</p> <p style="padding-left: 20px;">未収交付金</p> <p style="padding-left: 20px;">未収補助金</p> <p style="padding-left: 20px;">前払費用</p>						
<p>2. 固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">預り出資金引当資産</p> <p style="padding-left: 20px;">交付準備金引当資産</p>	<p style="text-align: center;">（規定なし）</p>						

4 監査意見

監査の結果、重要と認められる次の4項目について、監査委員の意見として提出する。

1 一般財団法人鳥取県観光事業団の指定管理施設の広報及び施設の運営について

総務部（所管課：財政課）

交流人口拡大本部、子育て・人財局、生活環境部、農林水産部（所管課：観光交流局観光戦略課、子育て王国課、緑豊かな自然課、農業振興戦略監生産振興課）

・監査対象：一般財団法人鳥取県観光事業団

（指定管理：夢みなとタワー、鳥取砂丘こどもの国、氷ノ山自然ふれあい館、中国庭園燕趙園、とっとり花回廊、鳥取二十世紀梨記念館）

一般財団法人鳥取県観光事業団（以下「観光事業団」という。）は、さまざまな県立施設の管理運営を一元的に行っており、観光の側面から地域の振興に寄与している。それら施設全体における来客数は近年120万人程度で推移し、更に今年度からはとっとり賀露かっこ館の管理運営を開始するなど今後の発展が期待される。

中国庭園燕趙園（以下「燕趙園」という。）は中部エリアを代表する東郷池周辺のウォーキングコース上に位置しているほか、氷ノ山自然ふれあい館（以下「自然ふれあい館」という。）は、国道482号の兵庫県側の改良や、つく米バイパスの開通により、若桜町の施設である高原の宿氷太くんとともに、利便性が格段に向上している。また、夢みなとタワーは、隣接する境夢みなとターミナルが今春供用を開始し、海外からの多くの観光客が来訪することになるほか、鳥取二十世紀梨記念館（以下「二十世紀梨記念館」という。）では、建設が予定されている県立美術館との相乗効果が見込まれるなど、これらの施設では新たな観点から利用者の掘り起こしが期待される。

今回の監査の結果、自然ふれあい館では、開館当時に制作した映像の上映について、館内の誘導案内や外部へのPRも十分になされているとはいえない状況であった。また、燕趙園では、観光事業団が企画した中国雑技ショーが毎日公演されており、パンフレットなどでPRがなされてはいるものの、県内外に対し、今以上にPRに取り組む余地があるように思われる。

さらに、各施設とも開設から相当の年数が経過しており、自然ふれあい館や二十世紀梨記念館では一部の展示設備が故障したままである。また、燕趙園では鳥取県中部地震で影響を受けた展望台において、応急措置として柱と柱との間の一部を壁構造で補強しているために開園当時のその場からの眺望が狭められており、鳥取砂丘こどもの国ではバードケージ跡地が立入禁止のまま9年経過している状況であった。

については、施設開設時から周辺環境も刻々変化してきていることから、県は、観光事業団と連携を十分図りながら、広く県内外に向けたPRが十分か検証を行うとともに、中長期的な視点から指定管理施設の利活用促進に向けて取り組まれない。

2 鳥取砂丘こどもの国の利用者の安全確保について

子育て・人財局（所管課：子育て王国課）

- ・ 監査対象：一般財団法人鳥取県観光事業団
（指定管理：鳥取砂丘こどもの国）

こどもの国は、低年齢の子供が多く利用する施設であり、利用する皆さんが安心して安全に利用できるようにすることは施設管理の基本である。

県と観光事業団の指定管理協定においては、施設・設備の適切な機能維持と利用者へのサービス・安全性を確保するため、専門業者による遊具等の点検や職員による巡回の実施が明示されている。

それを受けて、観光事業団では、独自に園内の巡視方法に関する安全点検総括表を作成しているが、H30年度にはそれを改定し点検業務のさらなる見える化を図るとともに、点検結果の記録や情報共有を行い、施設の安全管理の徹底を図っているところである。

しかし、来園者の多くは低年齢の子供であり、保護者の管理下であっても思いもよらない行動をとる可能性も否定できない。

また、こどもの国の園内は広大で、地形には起伏もあつて見通しが利かない場所もあり、管理事務所から遠い場所で、例えば気温が高い時期に子どもが熱中症にかかる可能性や、思いもよらないけがなどをする可能性も考えられるため、緊急時の対応を想定しておく必要がある。

観光事業団は、安全管理に万全を尽くしているとはいえ、職員による対応には限界もあるため、施設管理者である県としても、子供の安全対策にはしっかり取り組む必要がある。

ついては、県は、施設の安心安全を確保するために、特に低年齢の子供に配慮した安全対策が行き届いているかどうか検証を行うとともに、緊急時に迅速に対応できる仕組みを整備するなど、より充実した対応を検討されたい。

3 移住定住促進事業の取組の拡充について

交流人口拡大本部、商工労働部（所管課：ふるさと人口政策課、雇用人材局雇用政策課、鳥取県立鳥取ハローワーク）

・ **監査対象：公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構（出資、補助金）**

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構（以下「定住機構」という。）は、本県へのUターンやIターン、Jターン等による移住を促進する事業や、県外に進学した学生の県内へのUターン就職の促進などの取組を行っているが、その取組は、関西及び首都圏が中心となっている。

また、本県内に移住した方は40歳未満の子育て世代が7割を占めており、自然と調和した暮らしや豊かな自然を生かした子育て環境、子育て世代への充実した支援策等に惹かれて移住を決断した方も多い状況であるが、その方々を対象とした説明会や相談会も東京や大阪での開催がほとんどである。

ついては、県は、移住を促進するための取組に当たっては、関西や首都圏からの移住に主眼を置くだけでなく、本県出身者や本県への来訪経験者も多い、例えば中・四国地方など他の地域に居住している方への効果的な情報提供等も強化されたい。

また、移住を促進するに当たっては、移住のきっかけを問わず定住していただくことが重要である。移住に際し定住機構の相談窓口や各種移住支援制度を利用した方々については、移住後の状況を把握することは比較的容易で、定住につながるようなサポートも可能ではあるが、窓口等を利用せず移住してきた方々に対してはそのようなサポートが行き届かないことも心配される。

ついては、県は、移住後の定着を促すため、子育て王国をはじめとする本県の住みやすさの情報が、移住の前後を通じて継続的に伝わるような取組や移住後の地域での受入体制等サポートの一層の充実について検討されたい。

4 大山開山1300年祭を継承したインバウンド施策の強化について

西部総合事務所（所管課：地域振興局、生活環境局）

・ 監査対象：一般社団法人大山観光局

（指定管理：大山駐車場、大山自然歴史館）

大山は中国地方の最高峰で、長い歴史と豊かな自然にまつまれた、本県の主要な観光資源である。平成29年度からの3か年をかけて伯耆国「大山開山1300年祭」が行われたが、県はこの機会を捉え、近隣市町村と連携して第3回「山の日」記念全国大会を開催するなど、自然と歴史・文化的な側面も情報発信し、県外においても大山に対する認知度の高まりが感じられるところである。

大山圏域には、これまでも境港や米子空港経由で海外から多くの観光客が来訪しているが、DBSクルーズフェリーの運休や米子ソウル便が非運航になる一方で、上海から米子空港への定期便が就航されるなど、海外からの観光客の動向は流動的ではある。このような状況の下、本県では各種の取組がなされているが、一般社団法人大山観光局では中国でのスキー人気の高まりを受けて中国人観光客を想定したスキーツアーの企画などを行われているところである。

大山圏域においては、大山開山1300年祭を機に、関係機関が連携して地域の魅力を高め、発信してきたが、今後の地域振興につなげていくためには、境夢みなとターミナルの供用開始により北東アジアゲートウェイとしての機能が高まる境港が近いという地理的条件を活かすとともに、今年開催される東京オリンピック・パラリンピックの訪日客を誘引する取組を行うことはもとより、ワールドマスターズゲームズ2021関西も視野に入れるなど、引き続き関係機関それぞれが行う取組を有機的に連携していくことが重要である。

ついては、県は、大山開山1300年祭による成果を引き継ぎ、インバウンド対策を含めた地域振興策のより積極的な展開を図られたい。

(参考)

平成30年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧

番号	団体名	財政支援の種別			本監査 実施日	所管部局等
		出資	指定	補助		
1	(公社) 鳥取県人権文化センター		○	○	R1.9.20	総務部 人権局人権・同和対策課
2	(公財) 鳥取県市町村振興協会			○	R1.10.9	地域振興部 地域振興課
3	(公大) 公立鳥取環境大学	○		○	R1.11.1	地域振興部 教育・学術振興課
4	(一社) 鳥取県私学振興会			○	R1.10.30	地域振興部 教育・学術振興課
5	(学) 松柏学院			○	R1.10.21	地域振興部 教育・学術振興課
6	(公財) 鳥取県文化振興財団	○	○	○	R1.10.24	地域振興部 文化政策課
7	(一財) 鳥取県水泳連盟・(公財) 鳥取県体育協会共同企業体		○		R1.10.31	地域振興部 スポーツ課
8	(一社) 鳥取県障がい者スポーツ協会			○	R1.11.12	地域振興部 スポーツ課
9	(一財) 鳥取県観光事業団	○	○	○	R1.10.23 ~11.7	観光交流局 観光戦略課 福祉保健部 子育て王国推進局子育て応援課 生活環境部 緑豊かな自然課 農林水産部 農業振興戦略監生産振興課
10	(公財) 鳥取県国際交流財団	○		○	R1.10.11	観光交流局 交流推進課
11	(一財) 因幡街道ふるさと振興財団	○		○	R1.10.11	観光交流局 交流推進課 地域振興部 文化政策課
12	(特非) サポートイルカ			○	R1.10.25	福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課
13	(特非) みんなの家			○	R1.11.12	福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課 福祉保健部 健康医療局医療政策課
14	(学) 米子みどり学園			○	R1.10.30	福祉保健部 子育て王国推進局子育て応援課
15	(公財) 鳥取県臓器・アイバンク	○		○	R1.10.30	福祉保健部 健康医療局医療政策課
16	鳥取赤十字病院			○	R1.10.9	福祉保健部 健康医療局医療政策課
17	(公財) 鳥取県環境管理事業センター	○		○	R1.10.31	生活環境部 循環型社会推進課
18	(一財) 鳥取県観光事業団・(株) チュウブ共同企業体		○		R1.10.9	生活環境部 緑豊かな自然課
19	(公財) 鳥取県生活衛生営業指導センター	○		○	R1.10.30	生活環境部 暮らしの安心局暮らしの安心推進課
20	(公財) 鳥取県天神川流域下水道公社	○	○		R1.10.23	生活環境部 暮らしの安心局水環境保全課
21	鳥取県中小企業団体中央会			○	R1.10.30	商工労働部 企業支援課
22	(公財) ふるさと鳥取県定住機構	○		○	R1.11.5	商工労働部 雇用人材局雇用政策課 元気づくり総本部 元気づくり推進局とっとり暮らし支援課
23	(一社) 鳥取県農業会議			○	R1.11.12	農林水産部 経営支援課
24	鳥取県土地改良事業団体連合会			○	R1.11.12	農林水産部 農地・水保全課
25	(一社) 鳥取県果実生産出荷安定基金協会	○		○	R1.11.18	農林水産部 農業振興戦略監生産振興課
26	鳥取県漁業信用基金協会	○			R1.10.17	農林水産部 水産振興局水産課
27	(一社) 鳥取県物産協会			○	R1.11.5	農林水産部 市場開拓局販路拡大・輸出促進課
28	鳥取県東部森林組合			○	R1.10.9	農林水産部 東部農林事務所八頭事務所
29	(一社) 大山観光局		○		R1.10.30	西部総合事務所 地域振興局 西部総合事務所 生活環境局
30	鳥取日野森林組合			○	R1.11.11	西部総合事務所 日野振興センター日野振興局 西部総合事務所 農林局

※1 「団体名」の(公社)は公益社団法人を、(公財)は公益財団法人を、(一社)は一般社団法人を、(一財)は一般財団法人を、(公大)は公立大学法人を、(学)は学校法人を、(特非)は特定非営利活動法人を、(株)は株式会社を表している。

※2 「所管部局等」は本県の所管所属(平成30年度)である。